

『純粋理性批判』第二類推の諸解釈

鄭 英昊

0. はじめに

本稿の目的はカントの『純粋理性批判』における経験の第二類推、いわゆる因果法則の証明の箇所に関するこれまでの先行研究をいくつかの観点からまとめあげることである。しかしながら、一口にまとめあげるといっても、その先行研究の数は膨大であり、かつまたその内容も非常に多岐にわたる。少し考えてみるだけでも、第二類推の証明自体に関する研究はもとより、経験の類推全体とのかかわり、自由の問題(第三アンチノミー)との関係、超越論的観念論という体系内部での位置付け、そしてもちろんヒュームへの応答など、ここで網羅することは到底不可能である。

それゆえ、本稿における「まとめ」とは非常に限定的なものとならざるをえない。第一に、その量において。以下では数人の英米圏の研究者の論点をまとめるが、その数は限られている。第二に、内容に関して。本稿では、第二類推の証明自体の孕む問題について、多くの場合述べられてきたことのみをとりあげる。つまり、他の類推論との関係やヒュームへの応答といった側面は扱わない。むしろどこまでもその内部にとどまる。

では、その議論の内部にとどまり、そのみを扱うとはどういうことか。具体的に問うことは次の二つである。すなわち、カントはどのような因果関係を証明したのか(つまり、every-event-some-causeの原則か、same-cause-same-effectの原則か⁽¹⁾)。そして、第二類推をどのような議論の構成であると見ているか、言い換えれば、カントは何のための条件として因果法則が必要であると議論したのか、を中心に取りあげる。本稿のさしあたっての目標は、それらを切り口に第二類推研究を概観することによって、これまで何が問題になってきたのか、を示すことである。しかしながら、最後にはこのことを通じてさらに、何が問題になってこなかったかということについても少しふれてみたい。

さらに、以下の本稿の構成について簡単に述べておくことにする。第一節においては、第二類推の理解において重要な位置を占める論点を、カントの引用によって確認する。第二節においては、多くの論者によって取りあげられる Lovejoy と Strawson の第二類推批判を見ることにする。これらの批判には既に正当な再反論がなされているが、その批判を見ておくことは第二類推理解のために意義を持つといえよう。第三節においては、Guyer の

「判断」という側面を重視する独自の理解を検討する。続く第四節においては、「経験の可能性」という側面からアプローチする解釈を紹介する。

1. 問題の背景

まずはカントの第二類推の議論を、多くの場合問題とされてきた箇所を挙げることによって、紹介しておこう。このことによって、どのような点が問題になるのか、ということをや予め簡単に示すことができるだろう。まずは、カントの前提を二つ挙げる⁽²⁾。

時間はそれ自体そのものでは知覚されえない。(B233)

現象の多様なものの把握はいつでも継起的である。(A189/B234)

これらは、われわれの認識様式と時間に関するカント独自の考えとでも言えるものであろう。これらの前提が生み出す問題は、次の引用をあわせて読むことで理解されるだろう。

たとえば、私が一艘の船が流れ下ってゆくを見ているとする。下流におけるこの船の位置についての私の知覚は、上流におけるこの船の位置についての知覚に後続するのであり、だから、この現象の把握においては、その船が最初は下流で知覚され、後で上流で知覚されるなどということは不可能である。それゆえ、把握において諸知覚が継続する順序はこの場合には一定しており、だからこの順序にその把握は拘束されている。家屋についての先の実例においては、把握における私の知覚は、その家屋の頂上からはじめて土台で終わることもできれば、また下方から初めて上方で終わることもでき、同様に右側からでも経験的直観の多様なものを把握することができた。それゆえ、これらの諸知覚の系列においては、多様なものを経験的に結合するために、私がある把握においてどこで始めなければならないのかを必然的たらしめるような、いかなる一定の順序もなかった。しかしこの規則は、生起するところのものについての知覚の際には、いつでも見出されうるのであり、だからこの規則は互いに引き続いて生じる諸知覚（その現象の把握における）の順序を必然的たらしめるのである。(A192/B237)

この箇所で示されている例は、第二類推の議論の中で、おそらく最も有名な（悪評高い）ものである。この例で対比されているのは家屋の知覚の順序と船の流れ下りの知覚の順序である。なぜこのような対比がそもそも問題とされなければならないのか、ということが、前の二つの引用（B233 および A189/B234）によって理解されねばならない。カントによれば、把捉は常に継起的であり、時間もそれ自体としては知覚されえない。このとき、家屋の諸部分を順次把捉する事と船の流れ下りを順次把捉することと、その両者は単に継的なものであり、互いに区別されえないものになってしまう。しかしながらわれわれは明らかに、両者を、特にその時間関係において区別している。そしてこの区別が、前者の家屋の例における「その把捉においてどこで始めなければならないのかを必然的たらしめるような、いかなる一定の順序もない」という表現に、また、後者の船の流れ下りの知覚については、その順序は拘束されており、必然的なものとして、つまり規則が見出されているものとして考えられる点に表現されているのである。そしてこのような捉え方に表れる、不可逆性、あるいは必然性をどのようにとらえるのか、そしてそれと関連して語られる規則をどのように理解するのか、ということが、多くの場合解釈上の問題点となるのである。

もちろんこれ以外の箇所においても重要だと考えうるものはいくつかあるのだが^③、さしあたってはここで挙げた論点を中心に考察を進めることにする。

2. Non Sequitur?

カントの第二類推論に関する多くの注釈書や論文において、共通して扱われる問題が、Lovejoy と Strawson によるカント批判である。これらはカントの第二類推を「不当推論 (non sequitur)」として批判するものである。多くの論者が指摘するように、両者の批判は的確であるとは言い難いが、それぞれ簡単に紹介しておこう。

2.1 Lovejoy による批判

Lovejoy(1967)はそもそもカントによる因果法則の論証をヴォルフの充足理由律の証明と大差ないものとみなす。このとき Lovejoy の理解では、因果法則は単に主観的な知覚と、客観的に妥当する知覚との区別のために、つまり単なる夢と真正な (veridical) 諸表象との区別のために用いられるものとされる。ところで、問題の不当推論に関しての Lovejoy の批判はこうである。

Lovejoy はまず、知覚の順序が客観における何ものかによって規定されなければならないこと、そして、その順序自身も船の知覚の事例においては規定されていること、つまり

不可逆であることを認める。そのうえで、このように述べる。「こういったことの全ては普遍的で斉一的な因果性の法則とは関係ない。というのも、現象の一つの事例において私の知覚の連続する順序が不可逆であることを示すことは、その種の現象の繰り返し起こる事例における私の知覚の連続する順序の必然的な斉一性を示すこととは同じではないからである。」見られるように、Lovejoy は一つの事例における知覚の順序の不可逆性（順序の必然性）から普遍的な不可逆性へとカントが推論している、と理解している。

以上をまとめるなら、Lovejoy はカントの議論の方向性を、夢と現実を区別するための普遍的、斉一的な因果法則（same-cause-same-effect）を不当な推論によって確立するものとしてとらえ、批判するのである。

このような議論にはしかし、大きな問題点が認められる。第一に、単に主観的な知覚と客観的に妥当する変化の知覚との区別を、夢と現実（真正な知覚）との区別であるとする解釈は受け入れられない。またそれゆえ、夢と現実（真正な知覚）との区別のためにカントが因果法則を要求したというのも、その内容からしてもカント自身のテキスト上の表現からしても到底受け入れられるものではないのである。

第二に、カントの不可逆性についての議論をLovejoyのように理解することは困難である。このような理解に見られることが実際におこなわれているのなら、まさしくそれは不当推論であるが、Lovejoyはこの例で含意されていることを誤解していると言わざるをえない⁽⁴⁾。

2.2 Strawson による批判

次に、Strawson(1966)による批判を確認しておこう。Strawson はカントの類推論一般を「客観的時間関係の規定にとって不可欠な条件は何か、ということの確認」の問題ととらえた上で、カントはこの問いを、知覚の対象（客観）間の時間関係と、（主観的な）知覚系列自身の成員間の時間関係、という二つの時間関係を区別しうるために不可欠な条件を探り当てるという問題に還元したと理解する。このような理解の下で示される Strawson の批判は次のようなものである。

Strawson はまず、客観（知覚の対象）の状態（A、B とする）とそれに対応する知覚（それぞれ α 、 β とする）を截然と分け、その間に因果的な関係を設定した上で次のように主張する。客観的継起としての変化 $A \rightarrow B$ が現にあり、かつ A と α 、B と β との間のそれぞれの因果的依存関係において、両者の間に（特に時間的な）相違がない、という条件の下では、知覚の順序 $\alpha \rightarrow \beta$ は論理的に必然的に $\alpha \rightarrow \beta$ の順序でなければならない、ということとは認めうる。これは論理的に導かれる必然性である。しかしながらカントの議論は、こ

の $\alpha \rightarrow \beta$ の順序の必然性から、客観における $A \rightarrow B$ それ自身の必然性、つまり、AがBを因果的に必然的に引き起こした、という必然性へと不当に推論するものだ、と Strawson は主張するのである。つまり、ある条件の下で論理的に導かれた順序の必然性を、因果的な必然性へと不当に読み替えている、とするのである。

まとめるなら、Strawson によればカントは知覚を引き起こした客観の間での時間関係と、知覚自体の相互の時間関係を区別するためには因果法則は不可欠である、という方向で議論を進めたが、具体的な証明過程が明らかにされるならば、same-cause-same-effect も every-event-some-cause もどちらの因果法則も証明されたとは認められるものではない、とするのである。

ところで、この議論において何よりもまず指摘されるべきことは、カントはそもそも知覚の因果説を採ってはいない、ということである。カントの「客観」はわれわれが不確かな推論によってしか近づきえないような「客観」ではありえない。先の Lovejoy にも共通して批判されるべきことは、彼らはカントの不可逆性にこめた「規則」の意味および、超越論的観念論における「客観」の意味を誤解している、という点である。このような誤解から、そもそもこの第二類推でのカントの全体的な議論の流れを見落とすことになった、と考えられる。

3. 判断の正当化

次に、Guyer(1987)の第二類推理解を扱う。Guyer によれば、主観的な表象の継起と客観的な出来事の継起は区別されなければならないという文脈で、因果法則の問題は扱われる。というのも、第一節で確認したように、カントによれば表象はそれ自体常に継起的であり、かつ、それ自身だけでは（つまり他の表象から切り離されては）何ら時間位置を確定されることはないため、主観的な表象の継起と客観的な出来事の継起の両者を区別するものが必要とされるからである。しかし、この問題を単に両者の「区別」のための指標として何かが要求されるとするのではなく、むしろ後者、つまり客観的な出来事の継起の可能性の条件として因果法則が要求されることが指摘されていることは特筆すべきだろう。

ところで、このような客観的な出来事の継起の認識に関して登場するのが、第一節で引用を示しておいた船と家の知覚の例（A192/B237）であるが、Guyerによればこのときの船の知覚における不可逆性の例によって示されているのは、客観的な出来事においてはその順序を規定すべき「規則」があり、その規則性は単なる把握や構想力のみによっては得られないということである。つまり、「一つの生起を含む現象（B237）」、換言すれば客観的継

起の知覚においては、単なる知覚の継起には含まれない「規則」性が見出されるのである。しかし、注意すべきはここにおいて見出される規則性(順序の規定性)つまり不可逆性は、前節で紹介したような、そこから客観について何らかのことが推論されるようなものではなく、むしろ出来事の生起の帰結(*consequence of the occurrence of an event*)なのである⁽⁵⁾。ところで、このような把捉や構想力のみによっては担われえない規則性とは一体何であろうか。Guyerはこれを因果法則だとするのである。

以上のような解釈の基本線は、おそらくこれ以降に紹介する論者においても概ね共有されているものであるように思われる。しかし、Guyer はここから独自の方向に進むことになる。その独自性は上で述べられた「規則」をどのようにとらえるか、に表れている。Guyerによれば、「規則の機能とは、経験的な客観について、それが客観的な継起を含んでいる、ということを私が言う(あるいは判断する)ことを正当化する機能のことである」そして、より広い観点から見ると、そもそも「原則を経験の可能性の条件と呼ぶこと、それはつまり、その原則が客観の諸表象を基にわれわれが下す経験的客観についての判断を正当化、検証、あるいは確証するための、まさにその必要条件である、と主張することなのである」。このように「正当化」という側面を強調する考えの下では、以下のような箇所がその論拠として挙げられる。

それゆえこの連結は現象の多様なものの順序にあることになり、この順序に従って、(生起するところの)あるものの把捉が、(先行するところの)他のものの把捉に、一つの規則に従って後続するのである。このことによつてのみ私は、たんに私の把捉についてのみならず、現象自身について、次のように言う権利を与えられうる、すなわち、現象においても一つの継続が見出されうるものであり、これは、まさしくこの継続において以外には、私はその把捉をこころみることはできないという意味にほかならないのである、と。(A193/B238)

Guyerによれば、そもそも表象された諸知覚のうちの片方が、もう片方に後続しなければならないということを指示するような規則によつてのみ、現にそれが後続する、ということが推論されうる。それゆえ、このような理解においては、先ほどの船の流れ下りの例(A192/B237)においては、風向きや潮流、さらには帆の向きなどの個別的な状況において、その船はただ流れ下ることをのみなしうる、ということを命じるような因果法則をわれわれが有しているときにのみ、われわれは、実際にその表象をまさに流れ下りを意味す

る表象として解釈するのに十分な根拠を持つことになるのである。Guyer によれば、この例でカントが主張していたことはまさにこのようなことなのである。

約言するなら、客観的な出来事をわれわれが経験していることを正当化するための条件として因果法則は考えられるべきであり、かつそのときの因果法則は個別的な状況において後続するものを指示するような same-cause-same-effect の原則を含意するものである、というのが Guyer の第二類推理解である。

ところで、先にも述べたように、Guyer は議論の大筋においては他の論者との共通点も多く、カントの議論を適切に理解していると考えられる反面、「正当化」ということを強調すぎるこのような解釈は些か奇妙である。というのも、第一に、カントが第二類推においてそもそも判断という言葉をはほとんど用いないばかりか、正当化、ということを含意するような表現もそれほど多用されるものではないからである。加えて、規則が客観の構成⁽⁶⁾そのものに関わるのではなく、「判断の正当化」のために求められているとの主張はやはり容認し難い。また第二に、個々の事例においてわれわれが、先に述べられたこと（たとえば、潮流や、帆の向きをその都度考える、などといったこと）を日常的に果たしているとも思えないし、果たしうるとも考え得ないという点でもやはり、この説はそのままでは受け入れられるものではないだろう⁽⁷⁾。

4. 経験の可能性

4.1 客観的時間規定

カントの因果法則の妥当性の論証が客観的時間規定の可能性とは切っても切り離せない関係にあることは、これまで紹介してきた論者にとっても共通の認識であったが、ここでは、第二類推を時間の本質とより密接に関係させた形で理解する Melnick(2004,2010)の議論を、最も新しいものを中心に紹介しよう。彼はもちろん経験の可能性の条件という側面を忘れるはしないが、その中でも経験を構成する最も重要な要素としての時間に大きな注意を払う。彼が自らの解釈を“causal theory of time”と呼ぶ所以である。

Melnick によれば客観的な時間の本質は、その必然的進行（necessary advance）にある。そしてこのことは、とりもなおさず、先行する時間が必然的に後続する時間を規定する点に時間の本質がある、ということの意味する。このような観点からは、知覚の不可逆性は客観的継起に対する規則がもたらすものであるとされ、それは説明されるべき性質であることが理解される。つまり、われわれは不可逆性をまず手にして、そこから何かが推論あるいは説明されるのではなく、むしろその不可逆性そのものが説明されるべき事柄な

のである。ところで、このような客観的な時間の本質に含まれる「規定する」という語に Melnick はかなり強い意味、すなわち後続するものを産み出す (yield) という意味を与えるのである。しかしながら、もちろん時間そのものは直観の形式である以上、客観として既にあるものとしてとらえることはできない。とはいってもそれは、上に述べたような必然的進行としての本質とともに認識されなければならないはずである。このことはどのようにして可能であるか。Melnick によれば、それは必然的に後続するものを規定する (産出する) 出来事間の関係によって認識可能なものとなるのである。ここにおいて every-event-some-cause の原則はその時間規定の可能性の条件として成立する事になる。つまり、後続するものは何らかの先行する出来事 (原因) によって産出されなければならないのである。

ところで、さらに Melnick は以下のように論を運ぶ。先に挙げたような時間の本質は、時間のどの時点においても当てはまる事柄でなければならない。というのも、時間そのものは同質的 (homogeneous) あるいは斉一的 (uniform) でなければならないはずだからである。とするなら、ある出来事が後続する出来事を必然的に産出する、というそのことは、どの時点においても同質的なものとしてとらえられなければならない。よって、出来事間の関係も同質的であり、そのかぎり、経験においては same-cause-same-effect の原則が成り立たなくてはならないのである。

したがって、Melnick の主張の概要は次のようなものである。すなわち、客観的時間規定の可能性の条件として、客観的時間の本質(このときの「時間」の本質には多分に Melnick 流の含意が認められなければならないが)から議論を進めることによって、same-cause-same-effect の原則を論証するものとしてカントの第二類推を捉えるものである。

しかしながら、以上の解釈にも難点があることは否めない。というのもそもそも、カントが原則の定式自体において (特に第二版においては顕著であるが^⑧) 「変化」に焦点を当てているということをほとんど省みないからである。ここで言う「変化」とは、第一類推との関係において示されるように、「現に持続している実体の諸規定の継起的な存在と非存在 (B232)」であり、その持続する実体の「二つの対立する規定 (B233)」に関するものである。とするなら、出来事間の産出関係に客観的時間の本質、つまり必然的な進行を見ることには慎重にならなければならないだろう。少なくともここには払拭されるべき曖昧な点が見出されるはずである。

4.2 出来事経験の可能性

以上のMelnickの解釈に対して、「変化⁽⁹⁾」ということを強調するのは、Allison(1983)、Bayne(2004)、Bird(2006)らである。彼らはもちろん客観的な時間継起についての問題を見据えてはいるが、それはあくまで変化とともに語られるべき時間なのである⁽¹⁰⁾。彼らによれば、この第二類推の議論は、カントの最も中心的な関心、すなわち経験の可能性の条件という点から外れることはなく、むしろその中でも特に出来事認識としての経験の可能性の条件を見定めるものとして扱われる⁽¹¹⁾。

彼らによる議論の大筋は以下のようなものである。まず、カントの船と家の知覚の例において示されている不可逆性は、客観的出来事を知覚しているならば、そのとき、われわれの知覚が持つべき性質を示すものであると理解される(つまり、第二節で示したような、客観に関して何らかのことをそこから推論するところのものとしては受け取りはしない。ましてや、ここでカントは、客観がわれわれの心理的なプロセスによってまさに客観であると認定されるところの、そのようなプロセスについて論じているのではない、ということも注意されなければならない点である)。そしてそこから、そのような客観的継起が可能であるための条件を探求するという方向で、カントの議論全体を解釈する。すなわち、そのような客観的継起に含まれる不可逆性に示される必然性、これを可能にするものは何であるか、と問い、それを「原因 - 結果」のカテゴリー(あるいは図式)として認めるのである。つまり、

総合的統一の必然性をおびている概念は純粹悟性概念だけでしかありえず、この純粹悟性概念は知覚の内にはないのであって、それはこの場合は原因と結果の概念の概念にほかならない。(B234)

ということなのである。

このような解釈をとる論者は、このときカントはevery-event-some-causeの原則を主張しているのであって、same-cause-same-effectまで主張しているのではない、と理解する⁽¹²⁾。というのも、ここではある一つの出来事経験の可能性が問題になっているのであり、この意味で経験に対して構成的に働く原理に、same-cause-same-effectの原則を要求するのは過大だからである⁽¹³⁾。つまり、あくまでこの因果法則は出来事認識の可能性の条件として要求されるものなのである。

それゆえ、私たちが、諸現象の継続を、したがって、全ての変化を原因性の法則に従

わせることによってのみ、経験すら、言いかえれば諸現象についての経験的認識すら可能である。したがって諸現象自身が、経験の対象としては、まさにこの法則にしたがってのみ可能である。(B234)

この箇所は因果法則が、まさしく変化の認識の可能性の条件として語られていることを示すものである。このような観点から、たとえば Allison(1983)は、カントの論証はあくまで出来事を可能にする条件の探求であって、区別された出来事どうしの順序付けのための条件の探求ではない、という趣旨の批判を展開している。

以上のような立場を要約すれば、次のようになるだろう。すなわち、彼らは第二類推の議論を、出来事経験の可能性の条件としてカントが every-event-some-cause の原則を要求するものと理解するのである。

ところで、このような解釈に関しては、全く問題は見当たらないと言いうるだろうか。少し考えてみよう。そのための材料として、彼らが共通して指摘すること、すなわち、カントが語っている「出来事」はあくまで一つの出来事であって、その変化の内部での順序の規定性が主張されている、という指摘から考えてみよう⁽¹⁴⁾。この指摘は確かに正当であろうが、そうすると問題となるのは、ではカントは出来事間の順序の規定性については語りえないのか、ということである。たとえば、Melnickは不用意に出来事間の規定関係について語っており、このような解釈は確かに第二類推のそれとしては適切ではないように思われる。

しかしながら翻って、出来事間の時間規定はなしえないような、客観的な時間規定とは一体いかなる内実をもつものであろうか。客観的時間規定⁽¹⁵⁾とは単なる一つの出来事における二つの状態の間の時間関係を規定するだけなのであろうか。だとすれば、出来事間の時間規定は全く含意されていないことになるだろう。ところでもしその通り、時間の順序が規定されるのは変化の内部のみであるとするなら、その変化を引き起こした原因とその変化自身との時間関係については何も語られていないことになりはしないだろうか。ところで、このような問題について自覚的に語っているものは、少なくともここに挙げた論者の中にはいない⁽¹⁶⁾。しかしながら、以上の問題については指摘するだけに留めておこう。いずれにせよ、どの解釈も全く問題なしとは言い難いことは示されたであろう。

5. おわりに

これまで、カントの第二類推の証明構造とカントが証明した因果法則を切り口として、

第二類推の議論に対して示された先行研究の解釈を概観した。念のために注意しておくが、以上で扱ったそれぞれは多くの場合基本的な読み筋などは共有している場合も多い。しかしながらそれぞれに異なった焦点を持つこともまた明らかである。

ところで、主に以上のようなことが問われている、ということは同時に、それに外れることはあまり問題にされていない、ということでもあることは注意すべきだろう⁽¹⁷⁾。そして、私が最後に指摘したことは、時間規定が何に関するものであるのか、ということが問われていないことを示すように思われる。また、このことは、はたして原因と結果の間の時間関係について何らかの規定がなされたか、という根本的な問いにつながるように思われる。このことを問題として受け取ることは第二類推の解釈においてもきわめて重要であろうし、少なくともこのような問題の解決は今後の第二類推解釈にとって問題として残るだろう。

註

⁽¹⁾ Beck (1978). そもそもBeckは、every-event-some-causeとsame-cause-same-effectの両原則をヒュームの懐疑に対応させて名付けている。本稿では、前者を「あらゆる生起するもの（存在し始めるもの）は必然的に何らかの原因をもつ」という原則として、後者を「ある特定の（タイプの）原因は、ある特定の（タイプの）結果を必然的に有する」という原則として扱う。

⁽²⁾ 以下『純粋理性批判』*Kritik der reinen Vernunft* からの引用は、慣例に従い、第一版をA、第二版をBとして、ページ数を表記する。尚、邦訳については原佐訳『純粋理性批判 上』（平凡社ライブラリー）を参考にし、適宜改めた。

⁽³⁾ 論者によっても強調する箇所は違う。そもそもカントの議論全体には6つの独立した証明があると主張する者もいる（Smith (1918), Paton (1936)など）。但し、Patonはこの分類に従ってはいるが各々を独立的なものとは見ていない。

⁽⁴⁾ 以上の二つの批判については後述する。筆者としては、第三節以降に示す理解がその大枠としてはカントの論証の理解としては適切であると考えている。

⁽⁵⁾ この表現は少し分かりにくいかもしれないが、4.2で扱う立場の論者の指摘と同じことを指すように思われる。当該箇所を参照のこと。

⁽⁶⁾ もちろん経験の類推が悟性の統制的原理であることは承知している。ここでの構成、あるいは構成的という語は、カントの以下の叙述における「経験に関しては構成的」という際の「構成的」を指すものと考えられたい。「私たちは、超越論的分析論において悟性の諸原則の間で、直観の単に統制的な原理としての力学的原則と、直観に関して構成的である数学的原則とを区別しておいた。それにもかかわらず、この考えられた力学的法則も経験に関してはもちろん構成的である。それというのも、力学的法則は、いかなる経験もそれなくしては成立しない諸概念をア・プリオリに可能ならしめるからである(A664/B692)。」

⁽⁷⁾ Bayne (2004)も指摘するように外在主義的な立場をとればあるいは可能かもしれないが、それでも第一の問題点に残るし、Guyerの表現からして彼がそのような外在主義的な立場をとっているとは考えにくい。

⁽⁸⁾ 第二版の原則は次のようなものである。すなわち、「全ての変化は原因と結果の連結の法則に従って生起する。」(B233)

⁽⁹⁾ 変化と出来事の関係については以下のように考えている。多くの論者は「出来事 (event)」という言葉を用いカントもそれに対応する語 (Geschehenなど) を用いているが、変化との関係は曖昧になりがちである。本稿では、相反する規定AとBが引き続くとき、このBの引き続きそのものが「Bが生起する」という出来事であるし、それは同時に、 $A \rightarrow B$ という変化をも指す、と考える。

⁽¹⁰⁾ Guyerはやや特殊な主張を含むため別の箇所でも扱ったが、この「出来事」認識の可能性の条件という点は適切に指摘している。

⁽¹¹⁾ 特にBayne (2004) は出来事そのものを経験の対象、表象の対象ととらえることの重要性を指摘することによってこの視点を強調している。

⁽¹²⁾ Beck (1978) もこの原則を主張するがしかし、この原則はむしろ主観的な表象の継起と客観的な出来事の継起の「区別」という文脈で取り上げられている。さらに、Paton (1936) に関しては注意が必要である。彼は変化という側面を強調しつつも、一つの同質的な時間という側面にも目を配っている。このとき、彼の主張は、Melnick (2004,2010) のものと同じとは言わないでもやや近くなり、same-cause-same-effectの原則を視野に入れている可能性もある。

⁽¹³⁾ same-cause-same-effectの原則に対しては、それは理性の統制的原理に属するものである、という批判がここで挙げた論者によって多くなされている。

⁽¹⁴⁾ たとえばBird (2006) は不可逆性について、二つの知覚が同じ構成要素であっても、その順序を反対にしてしまうならもとの出来事ではありえないように、その出来事はまさにその方法でしか個別化できない、とする。ここにも一つの出来事が問題になっていることが見受けられるだろう。

⁽¹⁵⁾ 見られるように、実は客観的時間規定という語は曖昧であるが、何の断りもなく使われるのが常である。

⁽¹⁶⁾ Watkins (2005) は、カントが因果関係を出来事と出来事の間関係であるとは主張しえないことを第三類推を重視することによって示した後に、独自のモデルを表明しているが、これも全く問題がないとは言えない。

⁽¹⁷⁾ もちろん筆者が問題点を絞った「第二類推内部」において、ということである。冒頭にも述べたようにヒュームとの関係や自由の問題との関わりなどを問うなら、その広がり是非常に大きなものになるはずである。

文献

- Allison, Henry E. (1983). *Kant's Transcendental Idealism*, New Haven: Yale University Press.
- Beck, Lewis White (1978). *Essays on Kant and Hume*, New Haven: Yale University Press.
- Bayne, Steven M. (2004). *Kant on Causation: on the Five Routes to the Principle of Causation*, Albany: State University of New York Press.
- Bird, Graham (2006). *The Revolutionary Kant: a Commentary on the Critique of Pure Reason*, Illinois: Carus Publishing Company.
- Guyer, Paul (1987). *Kant and the Claims of Knowledge*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lovejoy, Arthur O. (1967). 'On Kant's Reply to Hume', in Moltke S. Gram (Ed.), *Kant: Disputed Questions* (pp. 284-309), Chicago: Quadrangle Books.
- Melnick, Arthur (2004). *Themes in Kant's Metaphysics and Ethics*, The Catholic University of America Press.
- (2010). 'The Second Analogy', in Graham Bird (Ed.), *A Companion to Kant* (pp.169-181), Blackwell Publishing Ltd.
- Paton, Herbert James (1936). *Kant's Metaphysics of Experience*, London: Georg Allen & Unwin.
- Smith, Norman Kemp (1918). *A Commentary to Kant's "Critique of Pure Reason"*, The Macmillan Press Ltd. (2001, 山本冬樹訳, 『カント「純粋理性批判」註解』, 行路社)
- Strawson, Peter F. (1966). *The Bounds of Sense: An Essay on Kant's Critique of Pure Reason*, London: Methuen & Co Ltd.
- Watkins, Eric (2005). *Kant and the Metaphysics of Causality*, Cambridge: Cambridge University Press.

〔京都大学大学院修士課程・哲学〕